

監査委員公表第2号

定例監査結果報告書について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

令和5年2月2日

戸田市監査委員 小川 千恵子

戸田市監査委員 矢澤 青河

令和5年2月2日

令和4年度 定例監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を戸田市監査委員監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査対象

(1) 対象工事

新曽小学校教室棟(含給食調理場)増築等工事

(2) 対象課所

教育委員会事務局 教育総務課

企画財政部 資産経営課

総務部 管財入札課

2 監査期間

令和4年10月31日から令和5年2月1日まで

3 監査の着眼点(評価項目)

(1) 計画(事業計画と工事目的、計画の経緯、関連工事等)

(2) 設計(基本的な考え、設計基準及び資料、経済性への配慮、仕様書等)

(3) 積算(積算基準及び積算資料、歩掛及び単価、数量及び金額等)

(4) 契約(契約規則と執行、工事発注と施工業者決定等及び監理)

(5) 工事監理(諸官庁との協議、施工計画、施工体制、品質管理、安全衛生、環境保全等)

(6) 施工

(7) 安全衛生

(8) 環境保全

(9) 維持管理

(10) 現場確認

4 監査の実施内容

業務委託による工事技術調査は、2名の調査員が監査委員立会いの下、監査対象部署（教育委員会事務局教育総務課、企画財政部資産経営課、総務部管財入札課、工事受注会社）に対し質疑応答により書類及び工事現場を確認した。

5 監査の結果

監査対象となった事務について、適正に行われているものと認められた。